

## 平成 2 9 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（福祉・年金WG関係）

- ① VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進するとともに、福祉サービスの質の向上を図ること・・・P 1
- ② VII-3-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと・・・・・・・・・・P 4
- ③ IX-1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること・・・・・・・・・・P 6

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(Ⅶ-2-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b></p>	<p>社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進するとともに、福祉サービスの向上を図ること(施策目標Ⅶ-2-1) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標2:福祉人材の養成確保を進めるとともに、福祉サービスの基盤整備を図ること</p>				<p><b>担当 部署名</b></p>	<p>社会・援護局</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>福祉基盤課 石垣 健彦</p>							
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、社会福祉事業に従事している者等に対して養成・研修等を実施するとともに、福祉サービスの提供が行われる社会福祉施設等に対して施設整備等の助成を実施している。</p>														
<p><b>施策実現のための背景・課題</b></p>	<p>1</p>	<p>○人口減少社会を迎え、将来的な労働人口の減少が見込まれる一方で、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれ、介護職員の確保が課題とされている。 ○現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後もこの傾向が維持される可能性が高いため、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題とされている。 ○ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、多様な人材の確保・育成等により2020年代(平成32年度)初頭までに追加的に必要となる25万人の介護人材の確保に総合的に取り組むとされている。</p>													
<p><b>各課題に対応した達成目標</b></p>	<p><b>達成目標/課題との対応関係</b></p>					<p><b>達成目標の設定理由</b></p>									
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>平成30年度までに47都道府県が地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための取組を実施するとともに、都道府県計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率を100%にする。また、2020年代(平成32年度)初頭までに追加的に必要となる25万人を確保することとしており、それを含めた231万人を確保する。</p>				<p>○「介護離職ゼロ」の実現に向けて、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、2020年代(平成32年度)初頭までに追加的に必要となる25万人の介護人材の確保に総合的に取り組むとされているため。 ○介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況を評価するため。 ○地域包括ケアシステムの実現のための取組を進めており、地域の実情に応じて、資質の向上等の計画を実行するために地域医療介護総合確保基金により措置されているため。</p>									
<p><b>達成目標1について</b></p>															
<p><b>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</b></p>		<p><b>基準値</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</b></p>					<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>					
		基準年度			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度						
<p>①</p>	<p>介護職員数 (アウトカム)</p>	<p>171万人</p>	<p>平成25年度 231万人</p>	<p>平成32年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>231万人</p>	<p>-</p>	<p>・「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)」において、2020年代(平成32年度)初頭までに追加的に必要となる25万人を確保することとしており、それを含めた231万人を確保することを目的としている。 【参考】H26年度 176.5万人、H27年度 183.1万人</p>					
<p>2</p>	<p>地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数 (アウトプット) 【AP改革項目関連:社会保障分野②】 【APのKPI】</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>47都道府県</p>	<p>平成30年度</p>	<p>-</p>	<p>47都道府県</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況を評価するため、当該数値を測定目標にした。経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)において、平成30年度までに47都道府県が地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための取組を実施するという目標を掲げており、毎年度その数値を上伸させることを目標としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】 【参考】H27年度 47都道府県</p>					
<p>3</p>	<p>地域医療介護総合確保基金による計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率 (アウトプット) 【AP改革項目関連:社会保障分野②】 【APのKPI】</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>100%</p>	<p>平成30年度</p>	<p>-</p>	<p>100%</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況を評価するため、当該数値を測定目標にした。経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)において、平成30年度までに地域医療介護総合確保基金による計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率を100%にするという目標を掲げており、毎年度その数値を上伸させることを目標としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>					
<p>(参考)指標</p>					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度						
<p>4</p>	<p>-</p>				-	-	-	-	-						
<p><b>達成手段1</b></p>		<p><b>補正後予算額(執行額)</b></p>		<p><b>29年度 当初 予算額</b></p>	<p><b>関連する 指標番号</b></p>	<p><b>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</b></p>					<p><b>平成29年行政事業レビュー事業番号</b></p>				
<p>(1)</p>	<p>中央福祉人材センター運営事業費 (平成5年度)</p>	<p>34百万円 (34百万円)</p>	<p>423百万円</p>	<p>48百万円</p>	<p>1</p>	<p>社会福祉法に基づき設置されている中央福祉人材センターにおいて実施する、全国的な福祉人材情報システムの運営や、各都道府県福祉人材センターの職員研修会や全国会議、ブロック会議の開催、また福祉・介護分野の人材確保にかかる調査等に補助することにより、福祉・介護人材の確保に関するノウハウの伝達に努め、各都道府県福祉人材センターの業務を支援する。</p>									

(2)	社会福祉職員研修センター経営委託費 (昭和50年度)	36百万円 (36百万円)	36百万円	30百万円	1	社会福祉職員研修センター(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院)において実施する、都道府県・市町村にて社会福祉事業に従事する職員、公立施設の施設長、社会福祉法人の経営者等に対し社会福祉主事として必要な基礎知識及び技術、施設長として必要な知識及び技術、法人・施設運営に関する専門知識及び技術等を教授する研修に対し補助を行い、社会福祉事業従事者の確保とその資質の向上を図っている。
(3)	社会事業学校経営委託費 (昭和21年度)	1,291百万円 (843百万円)	720百万円	476百万円	1	学校法人日本社会福祉事業大学において実施する、将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対する養成・研修、社会福祉施設並びに都道府県・市町村等の職員となる指導的社会福祉事業者(社会福祉のリーダー)の養成に対し補助を行う。 ※社会福祉のリーダー (1)特養、障害者施設、児童施設等社会福祉施設のリーダー (2)自治体の社会福祉行政のリーダー (3)地域福祉のコーディネーター(社会福祉協議会やNPO法人職員)
(4)	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業 (平成19年度)	68百万円 (68百万円)	62百万円	83百万円	-	公益社団法人国際厚生事業団が、EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者を対象に実施する以下の事業等について補助する。 ・ 入国後、介護施設で就労する際に必要となる知識や技術を習得することを目的とした介護導入研修の実施 ・ 候補者受入れ施設を巡回訪問し、候補者の労務管理及び施設内の研修状況についての把握及び必要な指導の実施 ・ 候補者からの就労等に関する相談対応
(5)	外国人介護福祉士候補者学習支援事業 (平成22年度)	101百万円 (98百万円)	89百万円	115百万円	-	○ 公募により採択された団体が、EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者を対象に実施する以下の事業等について補助する。 ・ 介護福祉士国家試験に必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修の実施 ・ 介護分野の専門知識に関する通信添削指導の実施 ・ 介護福祉士国家資格を取得できずに帰国した候補者に対し、母国における模擬試験等の実施 ※ 平成22年度は、日本語取得を支援するための「日本語定期研修事業」を実施  ○ 公募により採択された団体が、介護職種の技能実習生を対象に実施する以下の事業等について補助する。 ・ 実習生が2年目に移行するまでに「N3」程度が取得できるよう、WEB上で利用できる日本語学習教材や自己学習支援ツール等の開発及び実習実施機関への提供 ・ 実習生が学習できる専門用語や声かけなど介護現場で使用する日本語テキストの作成 ・ 技能実習の指導を担当する技能実習指導員に対して、移転すべき技能の理論と指導方法等についての講習会の開催
(6)	福祉サービスの第三者評価等事業 (平成12年度)	6百万円 (6百万円)	6百万円	6百万円	-	1. 全国社会福祉協議会において実施する以下の事業に対して補助するものである。 2. 全国社会福祉協議会に評価事業普及協議会を設置し、都道府県推進組織参画のもと、各都道府県毎の福祉サービス第三者評価への取組状況等に関する情報交換並びに事例発表等を行う。 3. 全国社会福祉協議会に評価基準等委員会を設置し、第三者評価基準ガイドラインの策定に関する検討を行う。 3. 都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修における指導講師を養成するため、評価調査者指導者研修会を開催する。
(7)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 (昭和36年度)	26,240百万円 (26,240百万円)	26,353百万円 (26,353百万円)	26,071百万円	1	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を動員した退職金を支給するもの。
(8)	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 (昭和40年度)	5,303百万円 (5,303百万円)	3,751百万円 (3,751百万円)	3,617百万円	-	社会福祉施設や医療施設は、介護報酬、診療報酬等の定価に依存した低収益構造にあり、社会的に弱い居住者等を擁するため、施設の整備に対して建設資金等を固定金利で提供できるよう、金利変動により資金調達金利を上回る金利差が生じた場合の不足相当額、借入金利息と貸付金利息の差額補填等を予算措置により補給しているもの。
(9)	社会福祉振興助成費補助金 (平成22年度)	703百万円 (703百万円)	608百万円 (608百万円)	608百万円	-	社会福祉法人、NPO法人などが行う事業に対し助成を行うものである。 ①地域連携活動支援事業(複数の団体が連携を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ等に対応する事業) ②全国的・広域的ネットワーク活動支援事業(広域的な普及等を図るため、複数の団体が相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業)
(10)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	4,076百万円 (4,076百万円)	2,952百万円 (2,952百万円)	2,713百万円	-	次の運営に必要な運営に要する経費を交付 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務
(11)	地域福祉活動支援事業費 (昭和31年度)	177百万円 (177百万円)	166百万円	178百万円	-	社会福祉法に基づき設置されている全国社会福祉協議会において実施する生活福祉資金貸付制度の適正な運営のための体制整備、民生委員・児童委員に対する日常生活についての指針となる各種資料の提供等の情報支援や互助事業の実施、各地域における様々な民間相談機関の相談員等に対する実践力強化等のための研修、ボランティア活動に対する国民の理解を深める取組等の事業に対して補助する。
(12)	地方改善事業 (昭和35年度)	3,773百万円 (3,660百万円)	3,586百万円	3,583百万円	-	市町村が設置する隣保館で実施する、地域の拠点として基本事業(社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業)や、地域の実情に応じて特別事業(隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業)に対して補助を行う。
(13)	民生委員関連経費 (昭和23年度)	7百万円 (3百万円)	33百万円	7百万円	-	本経費は①民生委員法に基づく3年に一度の民生委員・児童委員一斉改選や転居等の理由による随時の委嘱・解嘱の際の委嘱状の作成②無報酬で日常的に住民の社会福祉に関する相談や支援を行うことにより地域福祉の推進に努めている民生委員・児童委員に対する大臣表彰の際の功労賞の作成に必要な経費である。
(14)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	1,155百万円 (1,048百万円)	1,744百万円	450百万円	-	市町村が設置する共同施設及び隣保館の整備に要する費用の一部を補助する。

(15)	就労系施設生産活動推進事業 (昭和59年度)	15百万円 (15百万円)	13百万	13百万	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注者側(国・民間企業等)に対し、全国の就労系事業所の物品販売・役務提供の内容、連絡先、受注可能数等、発注を行うために必要な情報発信をすること</li> <li>● 就労系施設の製品開発、販売促進、品質管理等についての指導・研修を実施する事業</li> <li>● 就労系施設製品の販路の拡大並びに受注の安定を図るため、展示販売を行う事業</li> </ul>	
(16)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	10,681百万円 (10,293百万円)	12,444百万円 (11,655百万円)	7,125百万円	-	<p>【①社会福祉施設等施設整備費補助金】 「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。</p> <p>【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】 国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者福祉の向上を図る。なお、心身障害児総合医療療育センターでは肢体不自由児療育技術者の現任訓練、養成等を実施している。</p>	
(17)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4,610百万円 (4,609百万円)	4,610百万円 (4,609百万円)	4,610百万円	-	<p>都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。</p> <p>都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。</p> <p>対象：心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率：国1/2、都道府県及び指定都市1/2</p> <p>過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。</p>	
施策の予算額・執行額	区分		28年度	29年度	30年度要求額	政策評価実施予定時期(評価予定表)	平成30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	35,174,816	34,929,057			
		補正予算(b)	3,424				
		繰越し等(c)					
		合計(d=a+b+c)	35,178,240	34,929,057			
	執行額(千円、e)						
執行率(%、e/d)							
関連税制	-						
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	第百九十二回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説			平成28年9月26日	「介護離職ゼロ」を目指し、五十万人分の介護の受け皿を前倒して整備します。技能や経験に応じた給料アップの仕組みを創るなど処遇の改善に取り組みます。再就職準備金を倍増する他、あらゆる手を尽くして、必要な人材の確保に努めていきます。		

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(Ⅶ-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b></p>	<p>戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと(施策目標Ⅶ-3-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標3: 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p>				<p><b>担当 部署名</b></p>	<p>社会・援護局・業務課 社会・援護局援護企画課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>援護・業務課長 福田 勲 援護企画課長 鯨井 佳則</p>			
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、以下を柱に実施している。 1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰藉又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。 2. 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしょうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。</p>										
<p><b>施策実現のための背景・課題</b></p>	<p>1</p>	<p>援護の対象者の高齢化が進む一方、依然と多くの方が援護を受けており、援護法に基づく事務を迅速かつ適切に処理することが課題である。(援護年金受給者: 約7千人、平均年齢91歳(平成27年度末現在))</p>									
<p>2</p>	<p>戦後70年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。</p>										
<p><b>各課題に対応した達成目標</b></p>	<p><b>達成目標/課題との対応関係</b></p>				<p><b>達成目標の設定理由</b></p>						
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行う。</p>				<p>受給者等の高齢化が進んでいることに鑑み、請求から支給に至る事務を早期に処理し、少しでも早く給付を受けていただくことが重要であるため。 ※療養の給付等及び特別弔慰金等については、裁定を都道府県に委託していることから、国で直接裁定を行っている援護年金及び弔慰金の裁定を目標として設定した。</p>						
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。</p>				<p>戦後70年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させるとことなく次世代に継承することの重要性が高まっているため。</p>						
<p><b>達成目標1について</b></p>											
<p><b>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</b></p>					<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>	
<p>①</p>	<p>援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6ヵ月以内に裁定を行った件数の割合(アウトプット)</p>	<p>92%</p>	<p>平成24年度から平成28年度</p>	<p>93%</p>	<p>毎年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>32年度</p>	<p>33年度</p>	<p>受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金等の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。 ・目標値については、過去5年間(平成24年度から平成28年度)の平均した処理状況が92%であることから、この水準以上を設定する。</p>
<p><b>達成手段1</b></p>		<p><b>補正後予算額(執行額)</b></p>	<p><b>29年度 当初 予算額</b></p>	<p><b>関連する 指標番号</b></p>	<p><b>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</b></p>					<p><b>平成29年行政事業レビュー事業番号</b></p>	
<p>(1)</p>	<p>戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務(昭和27年度)</p>	<p>143億円 (142億円)</p>	<p>123億円</p>	<p>105億円</p>	<p>1</p>	<p>以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・援護年金及び弔慰金の審査、裁定及び支給 ・裁定に係る調査事務等(都道府県に事務委託) ・援護年金の支給に係る決定等を議決し、厚生労働大臣の処分に対する異議申立に関し意見を述べる援護審査会の運営 ・遺族年金等受給者に係る支給の管理 ・援護システムの運用・管理</p>					
<p>(2)</p>	<p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給事務(昭和38年度)</p>	<p>8億円 (7.8億円)</p>	<p>10億円</p>	<p>6億円</p>	<p>—</p>	<p>以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・特別弔慰金等の審査、裁定(都道府県に委託) ・裁定後、都道府県からの裁定報告に基づき、国庫債券の発行を財務省に請求 ・援護システムの運用・管理</p>					
<p>(3)</p>	<p>戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業(昭和28年度)</p>	<p>2.4億円 (1.9億円)</p>	<p>1.8億円</p>	<p>1.5億円</p>	<p>—</p>	<p>戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料の支給等の援護を行い、目標の達成に寄与する。</p>					





